

米国で中国企業への警戒強化、中国も対抗措置

◆米国で中国企業を対象にした法律が相次いで制定

2021年1月1日、米国の連邦議会で21年度の国防権限法が可決された。国防権限法は、国防予算を承認するために毎年制定される法律であるが、予算承認の条件として、国防総省に対して各種措置の実行が要請される。21年度の国防権限法では、ウイグル族を強制労働させて中国企業が生産した製品を国防総省が調達しないよう、会計検査院による監査を受けることが義務化された。また、米国内で活動を行っている中国の軍事関連企業を特定し、30年まで毎年、その活動内容を議会に報告することが義務化された。

中国軍事関連企業については、20年11月に大統領令が発令され、米国政府が指定する中国企業31社への投資・株式売買を米国の法人・個人が行うことが禁止された。民間企業でも、軍の影響が強いとみなされた企業は軍事関連企業として禁止対象となっており、31社の中には、ファーウェイやハイクビジョンなども含まれている。また、必要に応じて、財務長官は31社に対して資産凍結などさらに強い制裁を科すことが可能となっている。

これらの法律は、トランプ前政権の末期に制定されたものであるが、バイデン政権で商務長官に指名されたレモンド氏も、ファーウェイなどが軍に協力し米国で諜報活動を行っていると言及しており、中国企業への警戒はバイデン政権でも継続するとみられる。

◆中国も対抗措置、他国の制裁法を理由とした中国企業との取引停止に賠償金

1月9日、中国の商務部は、「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」を公布し、即時施行した。本規則では、他国の制裁法遵守を理由に正常な取引を禁止された場合は、中国企業は中国政府への報告が必要となり、政府の判断により、取引を停止した海外企業に損害賠償請求が可能となった。

米国と中国の法律の板挟みになる日本企業は難しい立場に立たされることになる。中国企業との取引開始時には、米国から「軍の影響が強い」とみなされるリスクがないか、慎重に検討することが必要になってくる。 【今村弘史】